

行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業	事業開始年度	平成21年度 ※1	作成責任者																								
担当部局庁	住宅局	担当課室	市街地建築課 市街地住宅整備室	室長 伊藤 明子																								
会計区分	一般会計	上位政策	住宅・市街地の防災性を向上する																									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	—	関係する計 画、通知等	住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱																									
事業の目的 (目指す姿を簡潔 に。3行程度以内)	住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、国が必要な助成を行うことにより、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図る。 (住宅の耐震化率に係る目標:耐震性の不十分な住宅の割合を2020年までに5%以下とする。(新成長戦略(基本方針)(H21.12.30閣議決定))等 (現状:耐震性の不十分な住宅の割合 約21%(平成19年度末推計値))(参考1)																											
事業概要 (5行程度以内。別添 可)	住宅・建築物の耐震化の促進に向けた取組体制の整備、耐震診断、耐震改修等を実施する地方公共団体等に対する補助。(補助率:住宅の耐震診断 国:1/3、地方:1/3、住宅の耐震改修:国11.5%、地方11.5% 等) (参考2)																											
実施状況	【H19年度実績】(耐震診断):住宅69,590戸、特定建築物2,669棟、(耐震改修):住宅4,150戸、特定建築物590棟 【H20年度実績】(耐震診断):住宅51,635戸、特定建築物2,478棟、(耐震改修):住宅5,968戸、特定建築物400棟 ※特定建築物は危険物貯蔵場等を除く																											
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求																						
	予算額(補正後)	7,240	12,186	21,937	2,700 ※3																							
	執行額	7,399	8,152	17,905																								
	執行率	102.2% ※2	66.9%	81.6%																								
	総事業費(執行ベース)	19,903	21,943	41,866																								
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	地方公共団体等からの補助申請・完了報告を通じて、支出先・用途及び事業目的の達成状況を把握しているところ。																										
	見直しの余地	①所有者の費用負担が大 ・一般的な戸建住宅の耐震改修の工事費は200万円。このうち補助金は国と地方であわせて50万円程度。残りが所有者の負担となり軽減が必要。 ②地方公共団体の人的・財政的課題 ・耐震化の補助制度を整備している地方公共団体は少ない。(参考3) ・耐震改修促進法に基づく計画を策定している市町村は2/3程度。耐震化の実態把握が不十分。(参考4) ・技術者派遣、相談体制、普及広報等の体制整備が不十分。 ③制度の重点化・効率化が不可欠 ・緊急性が高い事業への重点化が課題。複雑で使いにくい国の制度の簡素化が必要。 ・目標達成に向け、耐震化、建替えだけでなく、老朽住宅・建築物の除却の推進も必要。																										
予算監視・効率化の所見																												
補記	(参考1)新成長戦略(基本方針)(H21.12.30閣議決定) 2.(4)観光立国・地域活性化戦略 「...住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図る。」 (参考2)補助対象・補助率等		(参考3)耐震診断・改修に対する補助制度整備状況 (平成21年11月11日現在)																									
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">補助が受けられる市区町村</th> </tr> <tr> <th>数</th> <th>率</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">耐震診断</td> <td>戸建住宅</td> <td>1,256 73.1%(65.2%)</td> </tr> <tr> <td>共同住宅</td> <td>480 28.7%(9.0%)</td> </tr> <tr> <td>非住宅建築物</td> <td>391 21.8%(3.2%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">耐震改修</td> <td>戸建住宅</td> <td>903 53.3%(37.2%)</td> </tr> <tr> <td>共同住宅</td> <td>362 19.6%(2.1%)</td> </tr> <tr> <td>非住宅建築物</td> <td>164 8.1%(5.3%)</td> </tr> </table> <p>・日本の全国市区町村数(H21.11.1)1795市区町村 ・率の欄の( )は、H20.4.1時点の値</p>	区分	補助が受けられる市区町村		数	率	耐震診断	戸建住宅	1,256 73.1%(65.2%)	共同住宅	480 28.7%(9.0%)	非住宅建築物	391 21.8%(3.2%)	耐震改修	戸建住宅	903 53.3%(37.2%)	共同住宅	362 19.6%(2.1%)	非住宅建築物	164 8.1%(5.3%)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">策定済</th> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,193</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>66.3%(45.1%)</td> </tr> </table> <p>(参考4)耐震改修促進法に基づく耐震改修促進計画の策定の状況(平成21年4月1日現在)</p>	策定済		都道府県	47	市区町村	1,193	割合
区分	補助が受けられる市区町村																											
	数	率																										
耐震診断	戸建住宅	1,256 73.1%(65.2%)																										
	共同住宅	480 28.7%(9.0%)																										
	非住宅建築物	391 21.8%(3.2%)																										
耐震改修	戸建住宅	903 53.3%(37.2%)																										
	共同住宅	362 19.6%(2.1%)																										
	非住宅建築物	164 8.1%(5.3%)																										
策定済																												
都道府県	47																											
市区町村	1,193																											
割合	66.3%(45.1%)																											
<table border="1"> <tr> <th>対象</th> <th>補助率等</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐震診断</td> <td>住宅 補助率:民間実施:2/3(国1/3+地方公共団体1/3) 地方公共団体実施:国1/2</td> </tr> <tr> <td>建築物 補助率:民間実施:2/3(国1/3+地方公共団体1/3) 地方公共団体実施:国1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐震改修</td> <td>住宅 補助率:民間実施:23%(国11.5%+地方公共団体11.5%)</td> </tr> <tr> <td>建築物 補助率:民間実施:23%(国11.5%+地方公共団体11.5%) 地方公共団体実施:11.5%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">耐震化の促進に関する事業 対象事業:耐震化に係る計画策定費、普及啓発費等 補助率:民間実施:国1/3 地方公共団体1/3 地方公共団体実施:国1/2</td> </tr> </table> <p>※耐震改修等について、避難路沿道、緊急輸送道路沿道等の住宅・建築物は、補助率が異なる。</p>		対象	補助率等	耐震診断	住宅 補助率:民間実施:2/3(国1/3+地方公共団体1/3) 地方公共団体実施:国1/2	建築物 補助率:民間実施:2/3(国1/3+地方公共団体1/3) 地方公共団体実施:国1/3	耐震改修	住宅 補助率:民間実施:23%(国11.5%+地方公共団体11.5%)	建築物 補助率:民間実施:23%(国11.5%+地方公共団体11.5%) 地方公共団体実施:11.5%	耐震化の促進に関する事業 対象事業:耐震化に係る計画策定費、普及啓発費等 補助率:民間実施:国1/3 地方公共団体1/3 地方公共団体実施:国1/2		※1 住宅・建築物の耐震化に係る事業は、平成21年度より住宅・建築物安全ストック形成事業において実施(平成20年度までは住宅・建築物耐震改修等事業において実施) ※2 「執行額」に前年度からの繰越に伴う金額が含まれるため、「執行率」が100%を超えている。 ※3 平成22年度は、社会資本整備総合交付金(2.2兆円の内数)において実施。 22年度予算額は、平成20年度第二次補正限りの事業の継続事業等に要する費用。 【予算科目】 022住宅防災事業費 44住宅防災事業に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額) 44084-1865-00住宅市街地総合整備促進事業費補助 21,937百万円 17,905百万円																
対象	補助率等																											
耐震診断	住宅 補助率:民間実施:2/3(国1/3+地方公共団体1/3) 地方公共団体実施:国1/2																											
	建築物 補助率:民間実施:2/3(国1/3+地方公共団体1/3) 地方公共団体実施:国1/3																											
耐震改修	住宅 補助率:民間実施:23%(国11.5%+地方公共団体11.5%)																											
	建築物 補助率:民間実施:23%(国11.5%+地方公共団体11.5%) 地方公共団体実施:11.5%																											
耐震化の促進に関する事業 対象事業:耐震化に係る計画策定費、普及啓発費等 補助率:民間実施:国1/3 地方公共団体1/3 地方公共団体実施:国1/2																												

国土交通省  
17,905百万円

〔住宅・建築物の耐震性の向上に資  
する事業について、助成を実施。〕



【補助】

A. 地方公共団体 ※  
(都道府県・市町村1314団体)  
17,015百万円

〔住宅・建築物の耐震化の促進に向けた取組体制整  
備、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等の実施。〕



地方公共団体が実施する耐震改  
修等の工事費等。



住宅の耐震改修等を実施する者  
に対する地方公共団体からの補  
助。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り  
先が何を行っている  
かについて補足  
する)  
(単位:百万円)

※平成20年度第二次補正限りの事業(住宅・建築物耐震改修モデル事  
業)の継続事業等として地方公共団体以外の者への支出が889百万円あ  
る。

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。使途と費目  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.鳥取県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	耐震改修工事費	721			
事務費	市町村補助業務の指導に係る事務費	7			
設計費	耐震改修設計費等	6			
体制整備 事業費	住民に対する普及啓発、 事業者情報の提供	3			
民間事業者 への間接 補助	耐震診断費	3			
計		740	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

**【別紙】**

A.地方公共団体(1314団体)17,015百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	鳥取県	740
2	栃木県	642
3	兵庫県	625
4	佐世保市	357
5	名古屋市	335
6	釧路市	296
7	長野県	295
8	埼玉県	294
9	さいたま市	291
10	富山県	270

# 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

## 住宅・建築物の耐震化率の目標

中央防災会議で策定された「地震防災戦略」（平成17年3月）において、10年後（平成27年）に大規模地震による死者を半減するため、住宅及び特定建築物\*の耐震化率を9割とすることとされている

## 住宅の耐震化率の現状と目標

### 平成15年時点の住宅の耐震化の状況

総戸数 約4700万戸  
耐震性あり 約3550万戸  
耐震性なし 約1150万  
※平成15年の推計値  
耐震化率 約75%

目標達成のためには650万戸の建替え及び改修が必要

### 平成27年における目標

総棟数 約4950万戸  
耐震性あり 約4450万戸  
耐震性なし 約500万戸  
※平成27年の推計値  
目標：耐震化率 90%

H19年度末時点で、住宅の耐震化率は約79%（推計）

（H21.4 東海地震、東南海・南海地震の地震防災戦略のフォローアップ）

## 特定建築物\*の耐震化率の現状と目標

### 平成15年時点の特定建築物の耐震化の状況

総棟数 約36万棟  
うち耐震性あり 約27万棟  
うち耐震性なし 約9万棟  
※平成15年の推計値  
耐震化率 約75%

目標達成のためには5万棟の建替え及び改修が必要

### 平成27年における目標

総棟数 約40万棟  
うち耐震性あり 約36万棟  
うち耐震性なし 約4万棟  
※平成27年の推計値  
目標：耐震化率 90%

\* 特定建築物：学校、病院、百貨店等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物

## 新成長戦略(基本方針) (抜粋)

平成21年12月30日

閣議決定

### (住宅・建築物の耐震改修の促進)

現在、我が国の既存住宅ストック約4,700 万戸のうち、約25%に当たる1,150 万戸が耐震性不十分と言われている。2036 年までに70%の確率で首都直下地震が起こると言われており、阪神・淡路大震災の被害を考えれば、尊い人命が住宅等の全壊・半壊による危機にさらされているのが現状である。

このため、住宅等の耐震化を徹底することにより、2020 年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図る。

# 耐震改修事業に係る時限措置について

## <制度概要>

### 【戸建住宅】

戸建住宅(補助率:国7.6%,地方7.6%) 地域要件: <u>既成市街地等、一定の道路閉塞が生じる地区、かつ避難路等沿い</u>
収入分位40%以下世帯の住宅(補助率:国11.5%,地方11.5%) 地域要件:なし 建物要件:収入分位40%以下世帯が居住
緊急輸送道路沿道住宅(補助率:国1/3、地方1/3) 地域要件: <u>DID地区等かつ緊急輸送道路沿い</u> 建物要件:前面道路を閉塞、延べ面積1,000㎡以上かつ3階以上の耐火建築物等

### 【建築物・マンション】

多数の者が利用する建築物・マンション(補助率:国7.6%,地方7.6%) 地域要件: <u>DID地区、又は避難路等沿い</u> 建物要件:延べ面積1,000㎡以上かつ3階以上の耐火建築物等
収入分位40%以下世帯の住宅(補助率:国11.5%,地方11.5%) 地域要件:なし 建物要件:収入分位40%以下世帯が居住
避難路沿道の分譲マンション(補助率:国1/6、地方1/6) 地域要件:避難路等沿い 建物要件:前面道路を閉塞かつ区分所有のマンション
緊急輸送道路沿道建築物(補助率:国1/3、地方1/3) 地域要件: <u>DID地区等かつ緊急輸送道路沿い</u> 建物要件:前面道路を閉塞
避難所等建築物(補助率:国1/3、地方1/3) 地域要件:なし 建物要件:地域防災計画に位置づけられた避難所等

## <H22までの時限措置※>(次頁参照)

住宅(補助率:国11.5%,地方11.5%) 地域要件: <u>なし(既成市街地等の要件を撤廃)</u>
多数の者が利用する建築物(補助率:国11.5%,地方11.5%) 地域要件: <u>なし(DID地区等の要件を撤廃)</u> 建物要件:延べ面積1,000㎡以上かつ3階以上の耐火建築物等
避難所等建築物(補助率:国1/3、地方1/3) 地域要件:なし 建物要件:地域防災計画に位置づけられた避難所等
道路を閉塞する建築物(耐震改修促進法第6条第三号特定建築物)
緊急輸送道路沿道住宅・建築物(補助率:国1/3、地方1/3) 地域要件:緊急輸送道路沿い( <u>DID地区等の要件を撤廃</u> ) 建物要件:前面道路を閉塞
避難路沿道の住宅・建築物(補助率:国1/6、地方1/6) 地域要件:避難路等沿い 建物要件:前面道路を閉塞( <u>全ての住宅・建築物を補助対象化</u> )

上記の建物のうち特に危険性の高いものにあつては、補助限度額を1.5倍

※H20第二次補正、H21第一次補正改正による。

# 住宅・建築物の耐震改修等に係る制度の概要

## ◇住宅・建築物安全ストック形成事業（H22までの概要）

### 住宅（共同住宅を含む）

- 耐震診断
  - ・民間実施：国と地方で2/3
  - ・地方公共団体実施：国1/2

#### ○耐震改修

建物の種類	補助率
緊急輸送道路沿道	国と地方で2/3
避難道路沿道	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

### 建築物

- 耐震診断
  - ・民間実施：国と地方で2/3
  - ・地方公共団体実施：国1/3  
(緊急輸送道路沿道の場合は1/2)

#### ○耐震改修

建物の種類	補助率
緊急輸送道路沿道	公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3
避難道路沿道	公共建築物：国1/6 民間建築物：国と地方で1/3
多数の者が利用する建築物 (3階建、1,000㎡以上の百貨店等)	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%
地域防災計画に位置付けられた建築物	公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3

### 耐震化の促進に関する事業

- 耐震化に係る計画策定費、普及啓発費等
  - 民間実施：国と地方で2/3
  - 地方公共団体実施：国1/2



# 計画の策定状況及び制度の整備状況

## 1. 耐震改修促進計画の策定の状況(平成21年4月1日現在)

		H20.4.1	H21.4.1
都道府県		47	
	割合	100.0%	
市区町村		816	1,193
	割合	45.1%	66.3%

日本の全国市区町村数 (H21.4.1)1800市区町村  
 市区町村の策定済欄の率の( )は、前回(H20.4.1時点)の値

## 2. 耐震診断・改修に対する補助制度の整備状況(平成21年11月11日現在)

区分	補助が受けられる市区町村	
	市区町村数	率
耐震診断	1,312	73.1%(65.2%)
戸建住宅	1,256	70.0%(62.7%)
共同住宅	480	26.7%(19.0%)
非住宅建築物	391	21.8%(13.2%)
耐震改修	951	53.0%(39.8%)
戸建住宅	903	50.3%(37.2%)
共同住宅	352	19.6%(12.1%)
非住宅建築物	164	9.1%( 5.9%)

・日本の全国市区町村数 (H21.11.11)1795市区町村  
 ・率の欄の( )は、H20.4.1時点の値

論点等説明シート

事業名

住宅・建築物安全ストック形成事業

担当部局庁

住宅局

事業についての論点等

【耐震対策の経緯】

○昭和56年の建築基準法改正により、耐震基準を強化。

○平成7年阪神・淡路大震災の後、耐震改修促進法の制定、耐震改修に係る補助事業の創設により、昭和56年以前に建築された住宅・建築物の耐震化促進。

平成7年～ 特定建築物(多数の者が利用する建築物)の耐震診断・耐震改修補助

平成10年～ 住宅の耐震診断補助

平成14年～ 住宅の耐震改修補助(一部の地域が対象)

○平成16年の新潟県中越地震等により、耐震改修促進法を改正し、地方公共団体による指導等を強化するとともに、地震防災戦略(中央防災会議(平成17年3月))において**平成27年までに住宅及び特定建築物の耐震化率を9割とする目標を設定。**

・補助対象は順次拡大

・平成17年度、平成21年度に制度を整理・統合

○さらに、新成長戦略(基本方針)(平成21年12月閣議決定)において、平成32年までに**耐震性の不十分な住宅の割合を5%以下**とすることを決定。

【論点】

○現状のベースでは、政府の定めた耐震化率の目標を達成することは困難ではないか。目標の達成に向けて、以下の課題を解決するような抜本的な見直しが必要ではないか。

①所有者の費用負担が大

・個人財産に国庫を投入することになることから、補助は限定的かつ少額な制度となっている。

・一般的な戸建住宅の耐震改修の工事費は200万円。このうち補助金は、国と地方であわせて50万円程度(地方公共団体の補助する額の1/2を国が負担)。**残りが所有者の負担となり軽減が必要。**

②地方公共団体の人的・財政的課題

・民間等に補助するにあたり、**地方公共団体の負担が前提で財政負担が大きい。**

・耐震改修の補助制度を整備している地方公共団体は住宅で半数、非住宅で1割程度。

・耐震改修促進法に基づく計画(実態把握、目標設定等)を策定している市町村は2/3程度。

・技術者派遣・育成、相談体制、普及広報等の体制整備が不十分。

③制度の重点化・効率化が不可欠

・緊急性が高い事業への重点化が課題。地域・対象要件等複雑で使いにくい**国の制度の簡素化が必要。**

・目標達成に向け、耐震診断を強力に推進するとともに、耐震化、建替えや老朽住宅・建築物の除却の推進も必要。